


■第4回策定協議会からの主な修正点（意見照会、パブリックコメントを踏まえての修正）

修正箇所	修正内容	修正理由
P. 2 1. 2計画の位置づけ	一定規模以上の集客施設を対象とした自転車駐車場の付置義務や、自転車の放置禁止区域の指定等について規定した「品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例」を「図1-1本計画の位置づけ」の関連条例として追記	左記条例は自転車の計画を策定するうえで関連度が高いが、計画に記載がなかったため（庁内意見）
P. 10 (4) 新しい移動手段の普及	下記文章を追記 また電動キックボード以外にも、基準を満たすことで、電動バイク（ペダル付原動機付自転車）等も、特定小型原動機付自転車に含まれるため、今後様々なモビリティの開発が予想されます。	電動バイク（ペダル付原動機付自転車）の安全対策を計画に盛り込んでほしいとのご意見（パブリックコメント）
P. 28 (2) 自転車駐輪環境	一定規模以上の集客施設を対象とした自転車駐車場の付置義務や、自転車の放置禁止区域の指定等について規定した「品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例」の内容を追記	左記条例は自転車の計画を策定するうえで関連度が高いが、計画に記載がなかったため（庁内意見）
P. 52 (3) 新たな法改正等の広報啓発	下線部を追加 ⑤基準に合致した電動キックボードやペダル付原動機付自転車等、特定小型原動機付自転車の安全利用について、チラシ、ポスター、SNS、試乗会等を通じて広報啓発を実施します。	ペダル付原動機付自転車（電動バイク）の安全対策を計画に盛り込んでほしいとのご意見（パブリックコメント）
P. 53 (3) 自転車損害賠償保険の加入促進	施策「②区民交通傷害保険を実施し、加入促進を図ります。」を①に包含	区民交通傷害保険を②の個別の施策とはせず、医療保険や自動車保険などに付帯するものも含めて、①の自転車事故の損害賠償に対応する保険への加入に包含し幅広く促進するとして記載に修正。（庁内意見）
P. 54 (1) 地域需要に応じた駐輪場の整備促進・利用方法の検討	下線部を追加 ④駐輪場付置義務条例や「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」等に基づき、一定規模以上の店舗、共同住宅で駐輪場を整備する際に、店舗前等、利用しやすい駐輪場の整備を協議し促進します。	集合住宅でも、自転車が道路にはみ出ているケースがあるため、集合住宅における駐輪場整備の取り組みが必要とのご意見（パブリックコメント）
P. 59 (1) 自転車による周遊環境の充実	下線部を追加 ①自転車走行空間の整備や、シェアサイクルポートの配置を進めることで、観光資源、商店街との結びつきを強化するとともに、舟運等の交通手段と連携し、自転車で快適に周遊できる環境を創出します。	自転車と舟運等の連携について今後検討していくため（庁内意見）
P. 59 (2) サイクルイベントによる賑わいの創出	下記2施策について削除 ②公園を活用し、自転車を使用したスポーツイベントの実施を検討します。 ③サイクルイベント等の機会を捉え、サイクルスポーツのPRや自転車安全利用の啓発を実施します。	区が主体となるサイクルスポーツのイベントやPR等を実施する予定がないため（庁内意見）

修正箇所	修正内容	修正理由
P. 61 【参考】 タンデム自転車について	下記のとおり修正 7月に東京都が公道走行を解禁 ↓ 7月1日に東京都道路交通規則が改正され、公道走行を解禁	より正確に記載するため、法的根拠を追記したほうがよいとのご意見（協議会委員ご意見）
P. 61 ■ タンデム自転車の交通ルール	下記のとおり修正 ②自転車及び歩行者専用の交通規制の通行不可 タンデム自転車は普通自転車に該当しないため、自転車及び歩行者専用の交通規制では通行することができない。 ↓ ②普通自転車及び歩行者専用の交通規制の通行不可 タンデム自転車は普通自転車に該当しないため、普通自転車及び歩行者専用の交通規制では通行することができない。	「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の改正により、名称が変更となった旨のご指摘（協議会委員ご意見）
P. 62 (1) シェアサイクルポートの整備促進	下記施策を追加 ④シェアサイクル自転車の配置の平準化や電池切れへの対策等、利便性向上に向けて、引き続きシェアサイクル事業者と連携して取り組みます。	シェアサイクルポートにある自転車の台数が、日中時間帯には駅周辺に多く、住宅地には少ないといった偏りや、電池切れによって使えないといったことがあるため、そういった対策を記載すべきとのご意見（パブリックコメント）
P. 63 重点施策 (1) 交通安全教育の推進（まもる）	警察署や鉄道事業者と連携し・・・ ↓ 警察署や公共交通機関等と連携し・・・	交通安全教育に連携して取り組むのは、鉄道事業者に限らないとのご意見（協議会委員ご意見）
P. 67 重点施策 (5) 自転車通行空間の整備（はしる）	重点施策を「区民交通傷害保険の実施」から、P. 67「(5) 自転車通行空間の整備（はしる）」に変更	パブリックコメントでも自転車通行空間整備に関するご意見が多くあり、庁内で検討した結果、区民交通傷害保険の実施ではなく、自転車通行空間の整備を重点的に打ち出すことと判断したため（庁内意見）
P. 69 6. 4 推進体制	区民、関係機関・団体（町会・自治会、商店街、国、都、近隣自治体、警察等）、民間企業（鉄道事業者、自転車販売店等）と相互に連携・協力を図り・・・ ↓ 区民、関係機関・団体（町会・自治会、商店街、国、都、近隣自治体、警察、公共交通機関等）、民間企業（商業施設、開発事業者、自転車販売店等）と相互に連携・協力を図り・・・	左記の括りの中で、鉄道事業者が民間企業に入ること、特に自転車販売店と並列になっていることに違和感があるとのご意見（協議会委員ご意見）
P. 95 図8-22 「自転車ネットワーク路線と安全に配慮すべき路線」	大井町駅付近の該当箇所について、自転車ネットワーク整備対象路線から削除 	市街地再開発準備組合が設立されており、今後道路のあり方等が見直される可能性があり、自転車通行空間の整備についても、地域の実情に合わせ検討を行うため（庁内意見）
P. 101 9. 2 整備優先度の設定	「表9-2 整備優先度別延長（区道）」を追加	自転車ネットワーク路線の延長を記載したほうがよいとのご意見（協議会委員ご意見）
P. 107 整備イメージ	普通自転車歩道通行可 ↓ 特例特定小型原動機付自転車、普通自転車歩道通行可	「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の改正により、名称が変更となった旨のご指摘（協議会委員ご意見）